

2年前の「公的年金だけでは夫婦の老後生活に 2000 万円が不足！」との金融庁の報告（麻生大臣が受け取り拒否で撤回）を背景に、この4月から定年70才時代へ…



「エッ！そんな大変な事になっちゃったんかい」

と建築大工工事を営むA社の会長は驚かれました。堅実な方で30年前に有限会社を設立し元請と下請

合わせて年間7千万前後の工事实績を重ねてこられました。

その手続 **代表者交替** で許可が無効に…

年令も70代後半となり事業を若い人に承継するため3年前に代表取締役を退任し息子と入れ替わりました。建設業許可の5年毎の更新時期を迎え手続きの依頼を受けた当事務所が会社の

謄本をとって調べてみたら、なんと3年前に会長は取締役も辞任していたのです。息子が取締役に就任したのは7年前で、許可の要件の一つ経營業務管理責任者（許可業種5年以上の役員経験等）にな

れるのは2年前からの事に。つまり3年前から2年前までの

1年間は許可の要件を欠く状態であった事になります。県の土木建築部と相談して今後の対応を協議していますが、これからこうした事業承継がらみの変更については早めのご相談を！



「労基署から調査が入って『残業手当を3ヶ月遡って支払え！出勤簿と作業日報の労働時間記録があってない。時間を適正に把握するための方策と実施状況を報告せよ…』との『是正勧告書』と『指導票』を交付された。どうすれば？」との相談

現場から **残業手当** の対象になるの？

がB社からありました。建設業の場合、朝8時～夕方5時までの労働時間を就規で定めていても現場との行き帰りで30分～1時間かかる事はよくあります。特に夕方5時に現場が終っても、帰社時間が

必要です。しかし労基法ではそれも労働時間の内。B社の場合、昼休みの1時間以外に午前と午後15分ずつ休憩を取り1日7時間30分の労働時間。そこで夕方5時半までの1日8時間労働に変更し、月10時間程の固定残業代も定額で払う方法に変え、それをも超える時間については別途所定の割増賃金を支払う事にしました。調査から約1ヵ月後社長自らが労基署に出向き報告。一件落着です。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611